

令和8年度 ユースによる生物多様性保全活動支援促進業務 企画提案募集要領

次のとおり令和8年度 ユースによる生物多様性保全活動支援促進業務の企画提案を公募します。

1 業務の目的

本県は、令和元年8月に策定した「愛知県SDGs未来都市計画」に基づき、ユースを中心とした生物多様性保全を推進する取組「生物多様性あいち学生プロジェクト」を同年12月に開始した。その後、本県支援のもと、令和2年2月にオール愛知で生物多様性保全に取り組むユース組織「G A I A」を立ち上げ、以降、G A I Aを受け皿として、本県ユースを中心とした多様な主体との連携による保全活動及び情報発信を展開しているところである。

また、ユースの活動の展開は、令和3年2月に策定の「あいち生物多様性戦略2030」においても、重点プロジェクトD「地域の保全活動の更なる活性化」の1つに位置付けられている。

令和7年度に引き続き令和8年度もユースが主体となり、多様な主体と連携して生物多様性保全活動の活性化・連携促進と地域課題の同時解決につながる活動を実施するとともに、イベント出展により情報発信を行うことで、更なる活動の活性化、連携促進につなげる。

2 業務の概要

生物多様性保全及びSDGsに関する本県施策の趣旨及び前年度の当該ユース支援業務の成果等を踏まえた上で、オール愛知での、ユースを核とした多様な主体との連携による生物多様性保全活動を支援促進するとともに、イベント出展等の支援を行う。

なお、業務内容は別紙仕様書のとおり。

3 契約条件

(1) 委託金額限度額

2,512,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3に該当する場合は免除する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

(4) 委託費の支払い

業務終了後の精算払いとする。

(5) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件のもとで、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して仕様書を決定するため、委託金額が見積額と同じになるとは限らない。

4 応募者の資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 「令和 8・9 年度 愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「3. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」のうち「03. 催事」のうち（細分類）「01. イベント企画」が登録されていること。
- (4) 共同事業体による応募が可能となる場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同事業体を代表する事業者（「令和 8・9 年度 愛知県入札参加資格者名簿」登録業者であること）が応募を行うこと。
 - イ 共同事業体を構成する全ての事業者が、応募資格（1）、（2）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同事業体を構成する事業者いずれかにより、応募資格（3）の要件を満たすこと。なお、共同事業体で応募する際は、共同事業体協定書の写しを提出すること。

5 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

応募者は、下記に示す書類を作成し提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

提出書類	提出部数
参加表明書兼応募資格確認書（様式 1）	正本 1 部
企画提案書（任意様式）	正本 1 部 副本 6 部
社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 2）	正本 1 部
その他 ・組織概要、事業概要がわかるもの（会社パンフレットなど） ・事業実績に記載した内容が確認できる資料（事業名、事業内容、実施時期、規模等のわかる資料）	各 1 部

(2) 提出方法

持参

(3) 提出期限及び場所

令和8年4月8日(水)午後5時 必着

愛知県環境局環境政策部自然環境課 国際連携・生態系グループ

(4) 書類作成上の注意事項

- 企画提案書は正本のみ表紙に社名を表記し、副本には社名や社名が推測できるような記述、デザインはしないこと。
- 用紙サイズはA4判縦(横書き、要ページ番号)とし、A3判の用紙をA4判サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、ステープラ又はクリップで留める。
- 企画提案は1事業者につき1案とする。
- 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(5) 業務内容等に関する質問

質問事項については、令和8年3月27日(金)午後5時までに、愛知県環境局環境政策部自然環境課宛てに電子メールで提出すること。(電子メールの送信を電話連絡すること。)

受け付けた質問については個別に回答するほか、必要に応じ令和8年3月31日(火)(予定)までに愛知県のWebページに回答を掲載する。

(6) その他

- 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。
- 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 本契約の締結は、電子契約サービス(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)を使用して行うことができる。希望する場合は、選定通知を受け取り後速やかに申し出ること。

6 企画提案書の作成内容

企画提案書には、次の(1)から(4)の内容について記述すること。

(1) 業務実施体制及びスタッフの業務経歴

業務を受託した場合の業務を実施する体制(組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等)及び業務に従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

(2) 事業の受託実績

過去5年間(令和3年度～令和7年度)に実施した類似事業(生物多様性保全等に係る活動促進や啓発等に資するもの)に関する実績を記述すること。

(3) 業務に関する企画等

ア 実施基本方針

業務の背景を踏まえ、業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な実施基本方針、考え方を記述すること。

イ 実施計画・スケジュール

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な業務実施計画を記述すること。また、円滑に業務を実施するためのスケジュール計画を記述すること。スケジュール計画の作成にあたっては、準備、調整、活動等の必要な手番・期間が適切に考慮されていることを具体的に示すこと。

ウ 保全活動の展開に関する企画

ユースによる生物多様性保全活動の展開に関する企画を記述すること。

※ ユースの生物多様性保全に関する興味を喚起し、活動への参加を促進するとともに、活動に関する情報を収集する手法について工夫し、具体的に提案すること。

エ イベント出展に関する企画

ユースによるイベント出展に関する企画を記述すること。

県内のユースが関与する生物多様性保全活動について、多くの人・主体が関心を持ち、更なる連携促進につながるための企画を記述すること。

※ 想定している展示内容・方法、数量、制作時期、出展後に期待できる効果等を提案すること。

(4) 概算費用

業務実施に係る概算費用（見積額）を内訳がわかるよう項目ごとに記述する。

7 審査及び委託先の決定

(1) 選定事業者数

1 者

(2) 選定方法

提出された企画提案書について企画提案審査会により最優秀企画提案を選定する。

(3) 審査基準

以下の項目について審査し、総合的に選定を行う。

審査項目		審査内容
実施体制	① 実施体制	・ 要員数、体制、拠点、役割分担は明確か。 ・ 必要な知見を有する人員で構成された、適切な実施体制か。
	② 類似事業の実績	・ 過去の類似事業の実績はどうか。
実施内容	③ 実施基本方針	・ 業務の背景を踏まえた適切な実施基本方針か。
	④ 実施計画・	・ 業務の目的の達成が見込める適切な実施計画か。

	スケジュール	・必要な準備、調整等が考慮され、業務の円滑な実施が期待できるスケジュールか。
	⑤保全活動の展開に関する企画	・ユースの活動参加を促進するとともに、生物多様性保全に関する興味・知識を喚起・向上しながら、活動に関する情報を収集する手法か。
	⑥イベント出展に関する企画	・県内のユースが関与する生物多様性保全活動について、多くの人・主体が関心を持ち、更なる連携促進につながる企画か。 ・展示内容・方法、数量、制作時期、出展後に期待できる効果は明確か。
	⑦概算費用	・必要な経費が、適切な数量・単価で計上されているか。
	⑧社会的取組状況	・環境に配慮した事業活動、あいち生物多様性企業認証、障害者等への就業支援、男女共同社会の形成、仕事と生活の調和について評価

(4) 審査結果については、各提案者に文書で通知する。

(5) 企画提案書の内容に虚偽があった場合や契約内容について合意できない場合は、委託契約候補者から外し、次点であった業者を繰り上げて委託契約候補者とする。

(6) 審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

(7) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 提出期限までに提出先に書類が提出されなかったとき。

ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、審査の公平性に悪影響を与える行為をしたとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約締結までのスケジュール（予定）

実施項目		実施日
1	募集要項に関する質問の受付	令和8年3月19日（木）から27日（金）午後5時まで
2	企画提案提出締切	令和8年4月8日（水）
3	企画提案審査会	令和8年4月13日（月）から17日（金）の間で開催
4	審査結果の通知	令和8年4月中旬（予定）
5	契約締結	令和8年4月中旬（予定）
6	業務完了期限	令和9年3月25日（木）

9 問合せ・提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎7階
愛知県環境局環境政策部自然環境課 国際連携・生態系グループ
電 話 052-954-6229 (ダイヤルイン)
Eメール shizen@pref.aichi.lg.jp